

議案第44号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正等について

次のとおり鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正すること等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する等の条例

（鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正）

第1条 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に

対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正	後	改 正	前
(基本方針)		(基本方針)	
第5条 略		第5条 略	
<u>(人権に関する相談)</u>			
第6条 <u>知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。</u>			
<u>2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。</u>			
<u>(1) 相談者への助言</u>			
<u>(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他</u>			
<u>の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介</u>			

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 略

第8条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 略

第7条 略

(鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（平成17年鳥取県条例第94号）

(2) 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例（平成18年鳥取県条例第8号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とする。